



日本人法学者と清朝末期の政治改革

著者	史 洪智
雑誌名	近代世界の「言説」と「意象」：越境的文化交渉学の視点から
ページ	273-295
発行年	2012-01-31
その他のタイトル	Japanese Legal Scholars and Political Reformation During the Late Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/6334

日本人法学者と清朝末期の政治改革

史 洪 智

Japanese Legal Scholars and Political Reformation
During the Late Qing Dynasty

SHI Hongzhi

In this essay, I have examined the Sino-Japanese relations during the ten years immediately preceding the Qinhai Revolution from three closely related perspectives. The first is the frequency with which the elite of the two countries travelled to each country. The second is the translation of editorials written by the Japanese elite on the Qing reformations that were published in each of the Chinese newspapers. The third is that many of the exchange students in Japan returned to China where they played important roles in the social reformation occurring at the end of the Qing Dynasty. I have also closely examined the influence of the Japanese legal scholars on the Qing political reformations as they were extremely important figures in the cultural exchange between the two countries and furthered the transformation of modern Chinese thought and systems.

清朝末期の政治改革が行われた辛亥革命直前の10年間を、近代中国の思想と制度のパラダイムシフトを決定づけた鍵となる時期と見なすならば、日本がその中で果たした役割について、国内外の研究者は目を向けるべきだろう。1898年の戊戌の変法から1912年の中華民国樹立までに清が行った様々な改革は、基本的に明治維新後の日本を手本としていた。那桐、載振、呉汝綸、嚴修、張謇、鉄良、凌福彭、董康、戴鴻慈、端方、達寿、李家駒など清の官吏が訪日し、様々な制度改革を調査した。また、伊藤博文、大

隈重信、犬養毅、板垣退助、小村寿太郎、内田康哉、林権助、伊集院彦吉など大物政治家の論説や講演、旅行記などを中国の新聞に掲載したり、あるいは中村進午、巖谷孫蔵、高田早苗、梅謙次郎、岡田朝太郎、加藤正治、松本蒸治、志田鉀太郎、松岡義正、小河滋次郎、有賀長雄、小野塚喜平次などの法学者の講義や論文、著書を清国内で大量に出版し、また高橋是清、阪谷芳郎、根岸佶など経済界の有力者には、清の財政・通貨改革や産業・銀行改革について、その発言や信書からだけでなく直接指導も受けた。一方、曹汝霖、章宗祥、陸宗輿、錢承鋹、金邦平、楊度、汪榮宝、孟昭常、孟森、邵羲、湯一鶚、張家鎮を代表とする日本で法学を学んだ留学生たちは、帰国後、中央政府（軍機処、政務処、憲政編查館、各部門の役所）や地方長官、役人団体に対して度々意見書を提出し、日本を手本として中国社会を改革するよう主張した。1911年に武昌蜂起が勃発したことから、この10年間の「ゴールデンタイム」は短期間に終わったものの、近代日中関係史に極めて特異な一頁を刻むこととなった。

近代の日中関係をめぐっては、学界に豊富な研究成果が存在するが、本稿を著わすにあたって主に以下の文献を参考にした。中華民国の研究者、王雲生による『中国と日本の60年：1871年の日清修好条規から1931年の満州事変まで』¹⁾、アメリカの研究者、Douglas R. Reynoldsが著した『新改革命と日中関係：1898年から1912年まで』²⁾、桑兵による『黄金の十年と清朝

1) 王雲生編著：『六十年来中国与日本・凡例』第3巻、生活・読書・新知三聯書店、2005年、第1頁。本書は「義和団の乱による中外関係の爆発」、「義和団の乱におけるロシアの東三省占領が満洲事変のキーワード」、「英日同盟が極東にもたらした枢機軸」、「日中北京会議が東三省取得という日本の特権のキーワードとなり、数十年に渡る日中戦争の鍵となった」、「1907年の国際外交の大勢が、朝鮮および東三省の命運を決定する鍵となった」などの重要な視点を提示し、当該期間における日中関係史の研究に大きな影響を与えた。

2) [米] 任達著、雷頤訳：『新改革命与日本—中国、1898—1912年』序言、江蘇人民出版社、1998年、第4-11頁。本書は最も早く1898-1907年の日中関係における「黄金の十年」の概念を提示した。作者によると、「当時、これは全く新しい、荒唐無稽ともいえる概念だった」。

末期の新政革命：「新政革命と日中関係：1898年から1912年まで」を論評する³⁾、茅海建による『戊戌の変法の歴史的考察』における『時間軸から捉えた戊戌の政変の顛末』⁴⁾、孔祥吉、村田雄二郎による『古来まれに見る日中同盟ほか：清朝末期の日中関係史の新たな考察』⁵⁾である。これらの研究は、戊戌の変法の前期、全盛期、および政変後における日中両国政府の相互関係が基になっている。また、日本人研究者の島田正郎、宮阪宏も、清朝末期の近代法典の編纂について研究し、岡田朝太郎、志田鉀太郎、小河滋次郎、松岡義正など日本人法学者が刑法、民法、刑事民事訴訟法などの草案を起草するのに貢献したことを系統立てて論述した。

1898年から1902年の間、清では己亥の建儲、義和団の乱、北京議定書調印、壬寅の還幸などの重大事件が次々に起きた。さらに、1902年から1907年は、立憲政治を目指した清朝末期の政治改革の過渡期にあたり、諸問題が山積みとなっていた時期である。最近の学界では、この時期の日中間における外交関係の発展に関するミクロ的アプローチがあまり見られない。その主な要因は、清代の外務部における日中関係の史料が未だ整理されず、全て出版されていないことと、中国国内の研究者による研究が、東三省交渉、日露戦争、満鉄会社、間島問題、辰丸事件など一連の主権問題、利権争いに偏っていることによる。そのため、本稿では、政府の公式文書、新聞の報道、日記などの文献に目を通し、日本人法学者が義和団の乱以後に

3) 桑兵：『黄金十年と新政革命一評介<新政革命と日本-中国、1898-1912年>』、『燕京学報』1998年新4期。本書では、原書が変革の機動力を清政府およびエリート支持者に帰していること、日本の善意を強調し過ぎていること、論証方法が成果偏重であること、一次資料の検討不足を指摘している。

4) 茅海建著：『戊戌変法史事考』、生活・読書・新知三聯書店、2005年、第92-101頁、第438-466頁、第480-481頁。本書では、8月5日に伊藤博文が光緒帝に拝謁したことが戊戌の変法に与えた影響と中国歴訪の行程を分析している。

5) 孔祥吉、[日] 村田雄二郎：『罕為人知的中日結盟及其他：晚清中日関係史新探』、巴蜀書社、2004年、第123-209頁。本書では、光緒24年8月から25年9月の間に、西太后、慶親王奕劻が候選道の劉学詢と員外郎の慶寛を密使として派遣し、朝廷と日本の同盟を結ぼうとした計画を探った。

日清両国の外交に果たした役割を見定めたいうで、清の政治改革と憲法制定に向けた動きに及ぼした影響について考えてみたい。

一、義和団の乱以後の日中間の人的交流

義和団の乱は、近代中国の転換点の一つに数えられ、清の外交と内政に大きな影響を与えた。まず、載灃がドイツに、那桐が日本に派遣され、清朝の皇族や側近・高官が洋行する先駆けとなった。光緒27年7月4日から9月1日まで、戸部右侍郎の那桐が全権特命大臣として日本へ赴き、日本公使館書記であり、義和団の乱の際に北京で殺害された杉山彬を弔った。滞在期間中、那桐は日本軍部（山口中将、福島少将、塚本大佐、青木宣純中佐、山根少将など）、外交界（外務大臣曾禰荒助、加藤高明、青木周蔵、事務次官内田康哉など）、政界（伊藤博文、大隈重信、井上馨伯爵、長岡子爵、犬養毅、松方正義、近衛公など）、財界（横浜正金銀行澤村鋒郎、田鍋安之助、三崎亀之助、高橋是清、大蔵省次官阪谷芳郎、日本郵船会社社長および第一銀行頭取渋沢栄一、横浜正金銀行頭取相馬永胤など）、学界（東亜同文会会長根津一、華族女学校学監下田歌子など）と広く交際し、国交を睦まじくした⁶⁾。

続いて、光緒28年7月29日から8月18日まで、固山の貝子銜と鎮国將軍の載振がイギリスに派遣され、エドワード国王の戴冠に賀意を表すると同時に、ベルギー、フランス、アメリカ、日本各国を歴訪した。日本で載振は、蒙宮内省式部官、外務大臣小村寿太郎、小松親王、梨本宮守正王、華頂宮博恭王などと親交を結び、日本の地理、憲法、貨幣、財政、軍事、刑罰、地方自治、教育、官僚制度、鉄道、鉱物政策、農業、海運などについて広く学んだ⁷⁾。8月24日、載振は北京に戻り、帰国報告をした。25、26日、

6) 北京档案馆編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第385-401頁。

7) 載振、唐文治著：『英昭日記』、沈雲龍主編：『近代中国史料叢刊第七十四集』、台湾文海出版社、1972年、第357-424頁。

西太后は二度に渡って載振を召し出し、西洋の富強策を問うた。載振は、商業、鉄道と鉱山、学校の3点について答申し、「また、西洋のレベルまで一気に押し上げることは難しいので、中国はまず日本の現状を手本として法制改革をすべきであると強く主張した。」⁸⁾ 9月10日、載振は『上申書』を上奏し、各国の状況をくまなく申し述べた。『大公報』は、この上申書について、「各長官および各公使が昨年来上奏してきた陳述書の中でも、とりわけ的を射たものである』と絶賛した⁹⁾。

さらに、光緒29年3月23日から5月6日まで、載振、那桐、瑞良、陳名侃、毓隆が日本に派遣され、大阪博覧会を見学し、博覧会副総裁兼農商大臣の平田東助、大阪知事高崎親章などを訪問した。また、大阪造幣局、博覧会場、砲兵工場、自動車工場、日本銀行、女子高等師範学校、高等商業学校、農事試験場などに赴いた。5月10日、西太后と光緒帝が召見し、日本での見聞や戸部が調査した財政状況について詳しく尋ねたが、那桐と載振は的確に答え、その間1時間足らずであった¹⁰⁾。清朝の皇族や側近の洋行によって、政治改革の手始めとなる退廃した政局の転換が促され、様々な改革を推し進めるための基礎が築かれたのである。

中央政府は、那桐や載振を日本に派遣するのと同時に、北洋の呉汝綸、嚴修、南洋の張謇を相次いで日本に派遣し、教育事業の重点調査を命じた。光緒28年5月15日から9月6日まで、呉汝綸は法学者木下広次、嘉納治五郎、下田歌子、医学博士片山国嘉、伊澤修二、古城貞吉、大隈重信、服部宇之吉、長尾慎太郎、高島張輔、前文部大臣濱尾新、井上哲次郎、副島種臣、外務省政務局山座円次郎、加藤弘之、外部長官珍田舎己、司法大臣清浦奎吾、法学者関皆治、文部大臣菊池、松村茂助、野田義夫、野尻精一などの著名な教育者と、学校教育、女子教育、留学制度、教育精神、法学教

8) 『時事重大ニュース』、『大公報』、1902年10月4日。

9) 『時事重大ニュース』、『大公報』、1902年10月23日。

10) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第459-467頁。

育などについて心ゆくまで談議した¹¹⁾。

光緒28年7月7日から9月28日まで日本を訪れていた巖修は、福士徳太郎、青柳篤恒、朝日新聞社主筆内藤虎次郎、藤沢元造、法学者巖谷孫蔵、法学者杉栄三郎、泰東同文局顧問伊澤修二、東亜同文会長根津一、近衛篤磨と東西文化、師範教育、学校の在り方などについて語り合った¹²⁾。

光緒29年4月25日から6月3日まで日本に滞在した張謇は、大阪造幣局長長谷川為治、高等商業学校福井彦次郎、儒学者藤沢南岳、嘉納治五郎、竹添進一郎、長岡護美子爵、枢密顧問官田中不二磨と交遊し、教育、実業、水産業、農業と工業、塩業などについて具に談議した¹³⁾。

光緒30年の4月から7月の間に、巖修は二度訪日して伊澤修二と会見し、嘉納治五郎から小学校建設の話聞き、長岡護美子爵に会った。また、早稲田大学に赴いて青柳篤恒や高田早苗に会い、大隈伯と教育談議をした後、文部省で学校制度の説明を受け、文学博士井上哲次郎や法学者田尻稲次郎のもとを訪れた。次に、帝国教育会会長辻新次と会って、留学生の選抜方法について語り合い、戸水寛人と中学校の科目について論じ、渡邊龍聖と教師の招聘について議論した。さらに、根津一からフランスの法律は中国にそぐわないという話を聞き、法政大学速成科総理梅謙次郎に民法の教を請い、理学博士徳積八束から官立法律学校の概要について説明を受けた。呉汝綸、巖修、張謇が相次いで訪日したことは、客観的に見て、北洋および南洋の政治改革事業を推し進める結果となった¹⁴⁾。

これらに比して、日本人エリートの訪中に関する研究は未だ道半ばであるが、『那桐日記』から、およそ以下のような経緯が窺える。光緒26年6

11) 呉汝綸選、施培毅、徐寿凱校閲：『呉汝綸全集』(3)、黄山書社、2002年、第655-703頁。

12) 巖修選、武安隆、劉玉敏校閲：『巖修東遊日記』、天津人民出版社、1995年。

13) 張謇研究センター、南通市図書館：『張謇全集・日記』第6巻、江蘇古籍出版社、1994年。

14) 巖修選、武安隆、劉玉敏校閲：『巖修東遊日記』、天津人民出版社、1995年。

月、近衛公が北京訪問¹⁵⁾。光緒27年10月、新任公使として内田康哉が北京着任¹⁶⁾。光緒28年3月1日、横浜正金銀行頭取相馬永胤が紫禁城訪問¹⁷⁾。7月4日、東京高等師範学校校長嘉納治五郎が同行者4人と紫禁城訪問¹⁸⁾。光緒29年5月28日、大学教授巖谷孫蔵が通訳井深と共に紫禁城訪問¹⁹⁾。7月29日、帝国ホテル社長檳山孫一郎が紫禁城訪問²⁰⁾。9月9日、韓国水輪院副総裁兼京釜鉄道会社監査役大江卓が紫禁城訪問²¹⁾。光緒30年4月、服部宇之吉が紫禁城を二度訪問²²⁾。6月8日、東亜同文会幹事兼杭州鉄道事務方柏原文太郎および牧養次郎が紫禁城訪問²³⁾。10月28日、日本鉄道総裁井上勝が紫禁城訪問。光緒31年には、早稲田大学学監高田早苗、全閩師範学校教頭桑田豊蔵、清韓協会幹事長青柳篤恒、横浜正金銀行頭取小田切萬寿之助、大阪毎日新聞社長本山彦一、大使小村寿太郎、土方伯爵、衆議院議員守屋等助、日本文学会曾根俊虎など多数が訪中し、内田康哉によって那桐に紹介された。多くの日本人と中国人が会談し酒を酌み交わしていた様子が、那桐日記に幾度となく出現する。特に日露戦争の講和が締結された8月以降、日中両国の政府要人はより親交を深めた。

二、日中両国の人的交流における法学者

日中両国の人的交流には、常に日本人法学者の影が見え隠れする。その典型的な人物が、東京大学教授高橋作衛、京都大学教授巖谷孫蔵、早稲田大学学監高田早苗、法政大学総理梅謙次郎の4人である。

-
- 15) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第383頁。
 16) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第405頁。
 17) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第420頁。
 18) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第432-433頁。
 19) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第469頁。
 20) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第478頁。
 21) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第405頁。
 22) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第499、501頁。
 23) 北京档案館編：『那桐日記』(上)、新華出版社、2006年、第509頁。

呉汝綸が訪日した際、東京大学法学教授の高橋作衛に面会することはなかった。高橋作衛は呉汝綸に書簡を送り、「教育方針を定める」、「儒教によって学生に徳を学ばせる」、「三文小説を読んだり無法者について語るのを禁ずる」、「勉学を強いてやる気をそぐことをしない」、「必要最小限の科に絞る」、「学生寮を設置して学生気質を養う」、「物事の原理を探求して知識を得る」という7項目の意見を述べ、「それぞれの長所短所を見極め、適切に取捨選択する」ことを検討してほしいと記した²⁴⁾。光緒32年3月1日、学部は教育原理を発表し、「中国の政治教育には、古くから言い伝えられ、新たに広めるべき二つの教えが必要である。君主に対して忠節を尽くし、孔子を尊ぶことである。中国国民に欠けており、批判を跳ね返すために必要な三つの精神は、政府を尊び、武を尊び、真実を尊ぶことである」と断じた²⁵⁾。5項目の教育原理と7項目の意見を比べると、改訂する際に学部が高橋作衛の意見を採用入れたことは明らかである。

嚴修が訪日した際、日本の法学者嚴谷孫蔵が京師大学堂仕学館の教習に招聘された。嚴谷が嚴修に「学校制度について、仔細に考えることはよいが、欲張るべきではない」と論じると、嚴修は「心のこもった的を射た言葉」と深く感じ入ったという²⁶⁾。光緒29年から光緒34年3月まで、法学者の嚴谷孫蔵と杉栄三郎が京師大学堂仕学館、進士館、京師法政学堂に招聘され、その期間は5年に及んだ。「心血を注いで、多くの人材を育成し……二等第二宝星を与えられ、その功績を称えられた」という²⁷⁾。嚴谷孫蔵は、明治45年7月から大正2年7月まで、銀350元の報酬で法典編纂会調査員に任ぜられ、法典の編纂に携わった。また²⁸⁾、大正2年7月から大正3年7月の

24) 呉汝綸選、施培毅、徐寿凱校閲：『呉汝綸全集』(3)、黄山書社、2002年、第865-874頁。

25) 『本部章奏：奏請宣示教育宗旨折』、『学部官報』、1906年第1期。

26) 嚴修選、武安隆、劉玉敏校閲：『嚴修東遊日記』、天津人民出版社、1995年、第58頁。

27) 『本部章奏：京師大学堂法政学堂日本教員五年期満請賞給宝星折』、『学部官報』、1908年第52期。

28) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02130228000、支那招聘本邦人名表 大正

間は、銀900元の報酬で法制局法典編纂会調査員と北京大学教授に任ぜられ、法典調査や法律顧問の任に当たる一方で、法律を教授した²⁹⁾。それ以降は無期限で、司法部法典編纂会顧問と北京大学教授に任ぜられている³⁰⁾。大正8年6月に外務省印務局が印刷した『支那招聘本邦人名表』の中には、まだその名が記されていないものの、巖谷孫蔵が中国で尽力したのは、その前後16年に渡った。

早稲田大学創設者である大隈重信は、「新しい出来事と祖先の遺徳を重んじ、その文化を称える」という精神に則り、清から数年に渡って千人を超える留学生を招いた。光緒31年、早稲田大学は清国留学生部を開設し、清からの留学生に日本語、一般教養、政治・法律・財産管理学を教授し、さらには師範教育と実業教育も施した³¹⁾。同時に、中国教育の現状を自ら視察するために、高田早苗が中国国内を歴訪した。その足跡は上海、福州、蘇州、杭州、武昌、長沙、保定、北京、南京、天津の各都市から満洲の一部にまで及んだが、貴州、四川、雲南など地方の省まで足を延ばすことはできなかった。様々な学校を視察する中で、高田は、中国で新教育を推進する実力者と意見交換した。湖広総督張之洞、直隸総督袁世凱、管理學務大臣張百熙、奉天將軍趙爾巽などである。高田は、中国で新教育が盛んであることを評価したが、日本人教習と学校事務員や学生の間に対立が生じていること、日本に留学した学生が自由民権論を唱えていること、通訳教育の弊害が見られることなどの問題点について憂慮した³²⁾。

高田早苗は、武昌で両湖総督張之洞のもとを訪れ、早稲田大学卒業生15

元年12月現在（B-政-17）（外務省外交史料館）

29) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B02130228200、支那招聘本邦人名表 大正2年12月現在（B-政-18）（外務省外交史料館）」

30) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A04017265600、単行書・支那招聘本邦人名表（大正7年12月末日現在）・正（国立公文書館）」

31) 『日本早稲田大学中国留学生章程紀要（附表）』、『東方雜誌』、1905年第4期。

32) 図書課員韓梯雲：『論説：注日本人高田早苗之支那教育論』、『直隸教育雜誌』、1906年第18、19期。

人の招聘と、小山田淑助、阿部精二、南浮智成の武昌両湖総督衙門学務所への就任を取り決めた³³⁾。また、天津では、天津在住の日本人の要請に応え、日本人倶楽部で「日露戦争の戦後処理は」、「日中両国の利害が絡むところであり」、「中国人の成長を促すと共に」、「日本国民もおごるべきではない」などと演説した³⁴⁾。帰国後、高田早苗は早稲田大学の法律・政治、財産管理、師範の3科に関する講義録の翻訳書24冊を清の各省に積極的に売り込んだ³⁵⁾。同時に、清国留学生部の規則を改正し、「新規の留学生には3年で卒業できる普通科を設置し、普通科の卒業生には3年で卒業できる優級師範科を設置」して³⁶⁾、清からの留学生を大量に呼び込んだのである。

光緒30年、日本法政大学総理兼法学者の梅謙次郎が法政大学速成科を創設し、中国のエリート留学生に教授した³⁷⁾。『留学生法政速成科設置意趣書』の中で、梅謙次郎は清の留学生に対し、「清の朝廷と民間の志高き者が来日し、慣れない日本語で専門を身につけ、帰国後社会に還元することによって、清の改革に貢献する」ことを切望している³⁸⁾。法政速成科は、清の現代化に必要な学科の教授を通して、法律、行政、財産管理、外交に長けた人材を養成することを目的とし、法学博士の富井政章・松本蒸治・岡田朝太郎・中村進午・山田三良、法学士の笈克彦・清水澄・岩田一郎・板倉松太郎など著名な法学者を招聘すると共に、法学院学生の黎淵、孫澤霖、曹汝霖、熊暢九や早稲田大学学生の嵯鏡、林榮の通訳により、法学通論および

33) 『早稲田大学監督晋謁鄂督』、『広益叢報』、1906年第98号。

34) 『代論：日本人法学者高田早苗演説』、『大公報』、1905年6月5日。

35) 『文学：日本早稲田大学講義叢識旨趣』、『経済叢編』、1902年第20期；『公文書：日本早稲田大学の講義録を購読する学生のための告示』、『四川学報』、1907年第4期；『規則：日本早稲田大学の漢訳講義録を購読する学生のための略則』、『四川学報』、1907年第5期。

36) 『公文書：日本早稲田大学清国留学生部の規則改正』、『教育世界』、1907年第161期。

37) 『日本駐在大臣楊樞が日本法政速成科をまねる』、陳学洵、田正平編：『中国近代教育史資料彙編・留学教育』、上海教育出版社、1991年、第364頁。

38) 『特例：日本法政大学総理梅謙次郎による留学生法政速成科設置の趣旨』、『四川官報』、1904年第16冊。

民法、商法、国法学、行政学、国際公法、国際私法、裁判所構成法、民事訴訟法、経済学、財政学、監獄学を教授した³⁹⁾。

法政大学速成科の開設を通して、梅謙次郎は清の政界実力者、各省の長官や高官、官僚候補者、地方の実力者に対し、直接間接問わず大きな影響を与えた。光緒30年6月18日、訪日していた直隸学校司督辦の嚴修は梅謙次郎と面会し、民法の講義を受ける。後に嚴修は、梅と北洋大臣兼直隸総督の袁世凱を引き合わせた⁴⁰⁾。光緒31年1月20日、日本留學生の陶懋頤らは、湖北巡撫の端方に宛てた手紙の中で梅謙次郎の言葉をこう伝えている。「中国の国力を高めるためには陸海軍の強化が欠かせず、その費用を惜しむべきではない。また、その費用を捻出するためには法改正が必要である。法の独立は税の独立に通じ、それがすなわち財政である。」⁴¹⁾ 光緒31年9月、法政大学は法政科第四班を設立し、清のエリートを招いた⁴²⁾。同時に、上海広智書局と契約して、法政大学速成科講義録（初年度24冊）を出版し、学界の歓迎を受けた⁴³⁾。

光緒32年4月、法政速成科第二期卒業試験に臨んだ学生は345名（優等80名）であった。『時報』は、「今年度の法政速成科は極めて質が高く、日本の第一線に居並ぶ学者が熱心に教授している。その講師らいわく、学生の成績は専門部の日本人学生に勝るとも劣らない」と絶賛した。その名簿には、汪兆銘、程樹徳、張一鵬、吳興讓、熊范輿、許同莘、徐家駒、恩華などそうそうたるメンバーが名を連ねている⁴⁴⁾。法政速成科の第二期生が卒業した後、梅謙次郎はすぐに韓、清両国の視察に向かった。『中韓考察譚』の

39) 『本館論説：政法速成科を論ず』、『時報』、1904年6月21日、6月22日；『特例：清国留學生法政速成科設置の趣旨』、『時報』、1904年6月22日。

40) 嚴修選、武安隆、劉玉敏校閲：『嚴修東遊日記』、天津人民出版社、1995年、第224頁。

41) 中国第一歴史档案館編：『清代档案史料叢編』第14集、中華書局、1990年、第272頁。

42) 『広告』、『時報』、1905年9月7日。

43) 『第二年政法速成科講義録』、『時報』、1906年8月3日。

44) 『要件：法政速成科第二回卒業試験成績表』、『時報』、1906年7月2日。

記載によると、その行程は以下の通りである。「釜山から陸路京城に入り、京城から平壤まで北上した。次に南下して水原、大印、釜山、馬山浦を回り、途中仁川に寄って、ここから船に乗った。大連湾で船を降り、大石橋、營口を通過して、山海関、天津から北京に入った後、漢口へ下り、湖北省省都の武昌、湖南省省都の長沙を訪れた。金陵から上海に出て青島に向かい、膠州湾を訪れた後、上海へ戻った。南下して広東を見聞した後、三度上海に戻り、帰国の途に就いた」。視察の目的については、自らこう語った。「韓国訪問には確固たる目的があったが、中国については物見遊山であった。」⁴⁵⁾後に、その意図を次のように詳述している。「今回韓国を訪問したのは、土地の権利の明確化を図る法律の編纂を頼まれたからであり、韓国政府は現在、不動産調査会を設置して調査にあたっている。」

梅謙次郎自身は、清の視察に特別な意図はないと語ったが、中国新聞界はその動向を詳細に報道している。7月12日、梅謙次郎は馬車で北京に入り、御河橋のほりにある六国ホテルに宿泊した。7月13日、日本公使館の案内により、直隸総督袁世凱と北洋公所で1時間にわたって会見している。会見の主旨は、法典の編纂と領事裁判の撤廃であった。梅謙次郎は、「法典の編纂は国家的大事業であり、欧米諸国と比べて遜色のない美しさを追求すべきである。しかしながら、法律が善美の極みであると、裁判官も完全無欠を求めざるをえない。さすれば、絵に描いたもちとなり、外国人に我が国の法権を課するのは難しい。つまり、法典の良否は条約の改正と関係が深く、編纂時期に障害が生じないようにすべきである」と主張した⁴⁶⁾。その主張は袁世凱の強い同意を得た。さらに梅謙次郎は、法政速成科の改編についても袁世凱と協議し、一年半の卒業期限を延長することにし

45) 『訳叢：中韓考察譚』、『時報』、1907年4月11日。『中韓考察譚』またの名を『清韓考察記』は、浙江省出身の留学生褚嘉猷が翻訳して寄送したものが『時報』に掲載され、後に『北洋法政学報』1907年第29冊に掲載された。

46) 『梅博士が袁督と会談』、『申報』、1906年9月8日。

た⁴⁷⁾。このほかにも、梅謙次郎は北京を巡り、政界実力者と時勢について語り合った。7月23日、北京の政治家らが付近の先賢廟で歓迎会を開いた。その席で、梅謙次郎は「憲法制定のための三条件」について以下のように演説した。第一に、速やかに憲法制定の年限を発表すること、第二に、条約を改正し、領事裁判権を撤廃すること、第三に、新法を廃し、治外法権を撤廃することである。しかし、『条約編纂と法典編纂』を読めば明らかのように、梅謙次郎は日本の条約改正と法典編纂を重視しており、憲法制度に対する言及は全くない⁴⁸⁾。梅謙次郎の演説は北京の政界に大きな反響を呼び、政治に携わる諸大臣が日本人法学者を顧問に招聘し、法律改正に当たらせようとする動きが伝わった⁴⁹⁾。

北京に10日滞在した後、梅謙次郎は随員と共に京漢鉄道で漢口に赴き、南京、広州などを歴訪した⁵⁰⁾。湖北では、臬司の梁鼎芬の招きを受け、共に東路、南路の各大学を参観し、所持していた『東洋雑誌』を教員に贈呈した⁵¹⁾。南京では、南京法政学堂を卒業したエリートの歓待を受け、翌日記念撮影をした⁵²⁾。同時に、広東法政学堂の夏同和に「18日に上海から汽船で南下し、22日には香港、23日には広東に到着する予定」と電報を送った。夏同和は広州提督の岑春煊に報告し、法政学堂庶務の曾君昭を通訳の阮君と共に遠く金陵まで派遣した⁵³⁾。8月23日、梅博士は永康氏、結城氏と共に広東法政学堂に到着した。監督の夏同和による、学校を挙げての歓迎を受け、通訳の章と阮が歓迎の祝辞を述べた。梅博士は登壇して以下の三点について演説した。第一は、憲法制定の準備が議会で進められているが、議会は

47) 『学界紀聞：法政速成科の改編』、『時報』、1906年9月10日。

48) 『特例：条約改正と法典編纂』、『順天時報』、1907年4月4日、4月5日、4月6日、4月7日。

49) 『時事：梅博士北京に来る』、『大公報』、1906年9月13日。

50) 『時事：梅博士湖北省訪問』、『大公報』、1906年9月14日；『学界紀聞：梅博士の歴訪』、『時報』、1906年9月16日。

51) 『交渉界紀聞：梅博士湖北省に到る』、『時報』、1906年10月1日。

52) 『雜紀：梅博士金陵に到る』、『時報』、1906年10月14日。

53) 『交渉界紀聞：梅博士広東省を定期訪問』、『時報』、1906年10月16日。

礼を基礎とすべきであり、その基礎なくして議会は成り立たないこと、第二は、法典の編纂について、第三は理論や原理の追求についてである。その内容は、広東法政学堂の精神にかなっており、演説は喝采を浴びた。その日、広東法政学堂の酒席に招かれた梅氏は、中国視察の概略を述べながら、漢口が近い将来栄えること、広東が各省の頂点に位置していることを語った。また、自作の詩を一首、学生一人一人に贈った⁵⁴⁾。

梅謙次郎が韓・清両国の視察から得られた構想は、演説原稿『条約改正と法典編纂』にまとめられた。梅は、日本の条約改正や法典編纂、憲法制度の進展について系統立てて述べると共に、清の憲法制定の参考にすべきであると論じている。これは、清朝末期における司法独立と法典編纂の動きに理論上の根拠を与えた。光緒32年9月20日、清朝は官制を改正し、刑部を法部に改めて司法専任とし、大理寺を大理院に改めて裁判に特化させた。伝えられるところによると、法律大臣の沈家本は『裁判権限に対する意見』の内容を修正し、大理院と法部、都察院、理藩部、歩軍統領衙門、順天府の各衙門の許可権について詳述する一方、速やかに裁判の法制を整え、司法機関の独立を維持するよう命じた⁵⁵⁾。10月27日、大理院は裁判の権限について上奏し、その方法を次のように改定した。「中国では、行政と司法の二権は一つであった。本日の詔により、臣院が裁判を行い、法部を分離する。裁判の許可権や区分も明確にすべきであり、順次各国の立憲政治制度に合わせていく」⁵⁶⁾。

三、日本人法学者の招聘と法典編纂

司法機関改革の成果を確認するために、朝廷は法典編纂問題を議事日程

54) 『交渉界紀聞：特集梅博士』、『時報』、1906年10月17日；丘晨波、黄志萍、李尚行等編：『丘逢甲文集』、花城出版社、1994年、第359頁。

55) 『重大ニュース：最近の首都』、『時報』、1906年12月12日。

56) 『重大ニュース：大理院裁判権を上奏』、『時報』、1906年12月21日、12月22日。

に入れた。光緒32年7月13日、朝廷が立憲政治を視野に入れていることを公表した後、政界は法改正に向けて議論を始めた。「日本人法学者を顧問に充てることをよしとする者もあり、日本人は欧米を手本としており中国の習慣に暗いのでふさわしくないと危惧する者もあり、また、洋の東西を問わず、法律や政治を学んで帰国した留学生を事に当たらせるべきだと述べる者もいた。さらには、各官庁や各省の長官などから中国や西洋の法律に明るい者を候補者として選出し、政治官の手助けをさせると言う者もいた」⁵⁷⁾。7月27日、ドイツ駐在大臣の楊晟が官制に関する陳述書を上奏し、率先して法典編纂を計画した⁵⁸⁾。9月2日、御史の劉彭年が法典編纂の一任を求め、次のように上奏した。「各国の法典から、まず憲法、刑法、民法、商法を分析し、然る後に刑事訴訟法、民事訴訟法や裁判所構成法、監獄管理法の条文を解析して順次編纂し、国民に広く知らしめて遵守させたい」⁵⁹⁾。12月17日、軍機大臣の奕劻らが法部官制の件に異議を申し立て、法律改正について以下のように上奏した。「清の商律一つを読み返しても、吏律、戸律、兵律、工律の名目があり、幅が広く、カバーできないものはない。ただ早い時代に制定されたので、商律も路律も議論の余地が残されている。昨今の東西各国には、公法、私法、行政法、国際法から、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の類まであり、世界中の議會精神と百年に渡る民衆の習慣が集積され、妥当で筋が通っている。……現在各部院が官制を改定するに当たり、旧法も変更せざるをえない。殊に、ある衙門と他の衙門の法律が互いに反する場合、変更を余儀なくされる。また、航路、電気や鉞山、工商の法則が日々發明され、画一的な規制を設けなければ、統治される者が抛り所を失い、法を蔑ろにする輩が跋扈することになる。……各部

57) 『政界紀聞：調査員憲法を検討』、『時報』、1906年9月22日。

58) 『ドイツ駐在大臣楊晟、官制を陳述する』、故宮博物院明清檔案部彙編：『清末立憲準備檔案史料』上冊、中華書局、1979年、第389頁。

59) 『給事中劉彭年、立憲、教育、財政、法律について上奏する』、『清末立憲準備檔案史料』上冊、第163頁。

院の衙門に命じて、現行の法律を全て法部で審議し、担当者を派遣して詳細に調査すべきである。」⁶⁰⁾

政界は議論が噴出し、統一見解を得ることは難しかったが、法典編纂という共通認識では一致し、争点はいかに進めるかという点に絞られた⁶¹⁾。光緒33年5月1日、大理院正卿の張仁黼は、法典編纂の具体策について、以下のように書面に著わし上奏した。「法律は系統を重んじる。一つの幹から何本に枝分かれしても、末端まで乱れが生じてはならない。中国の法律は外国人から列記主義と言われ、幹となる総則がなく、互いに補完し合っている。よって、法改正に当たっては、適切な編纂方法を講じないと法典に不備が生じる」⁶²⁾。系統重視の原則から、張仁黼對は改正の前段階として、例を挙げて論評した。一、法院編制法は、「耳にすることが少なく」、「早急に改めるべきである」。二、民刑訴訟法は「著しく簡略であり、遵守するのに障害となるので」、「民法よりも民事訴訟法を先に定めるべきだが」順序が逆になっている」。三、「商法は糸口が少ないが、法人制度については未整備であり、貿易法についても更なる補強が待たれる」。さらに、張仁黼は、「法典編纂の意義は」—「民法、商法を改正するにあたって、各省における人々の実情や風俗を調査し、慣習が法律に違反しないことを確認することにある。また、法を課す者は、民のために不文律によって制裁を加えることもあり得る」ことを特に強調した。以上を踏まえて、張仁黼は明確にこう記した。「法改正は国の大事であり、部院の大臣を派遣して事に当ら

60) 『軍機大臣奕劻らが法部官制に異議を申し立て、方法を陳述する』、『清末立憲準備檔案史料』上冊、第491頁。

61) 中国国内の各新聞は、日本人法学者の関連図書を基に「法典編纂」を論じた。赤門生著：『法律：法典編纂方法論』、『訳書彙編』、1902年第9期；[日]梅謙次郎著：『日本の法典事業』、『法政雑誌』（東京）、1906年5月13日；[日]徳積陳重著、張一鵬訳：『訳彙：法典論』、『北洋法政学報』、1906年第1巻第1号、第2号、第3号、第5号；『北洋法政学報』、1906年第3冊、1907年第18冊、20冊、25冊、28冊、37冊を参照のこと。

62) 中国第一歴史檔案館編：『光緒帝および宣統帝の詔勅』第33冊、広西師範大学出版社、1996年、第70頁。

せなくてはならない。法部、大理院も専任にすべきである」⁶³⁾。大理院正卿の張仁黼は、以上三点をまず軍機処を通じて法部、大理院に通知し、法部からの指示という形で法律改正大臣の沈家本に送付させた。5月18日、沈家本はその意見に同意し、「部院の大臣を派遣して事に当らせ、法部、大理院を専任にした。また、国内外の法に通じた者をメンバーに加え、各官の協力を仰ぎ、法律館を法律改正院に改めた」。中でも、「正しく翻訳されているか精査し」、「調査対象を広げ」、「編纂にあたって詳細を審査すること」に力を入れた。

6月9日、法部、大理院は合同で『法律改正方法の妥結書』を上奏し、「法典編纂は憲法制定の要所に至った」と述べた。東西各国の法典編纂政策について比較検討した後、大清法律全典の編纂について上奏し、「既成事業を維持しつつ、国を統一し、国政を一新するという新三主義を盛り込んだ」。即日皇帝は政治館での議論を命じた。9月5日、憲政編查館の王大臣である慶親王奕劻らが会議に加わり、法部、大理院の上奏に対して個別に検討した⁶⁴⁾。憲政編查館は反対意見を出し、「王大臣を総裁とする」意見を否決。各部院の大臣、各長官および将軍が修正するという文言も削除され、新設された法律改正館に全ての権限が委ねられることになった。この結果、法律改正大臣の人選が再度各方面の注目を集めることになる。9月5日の詔勅では、「沈家本、俞廉三、英瑞を法律改正大臣の任に充て、各国の法律を参考に、中国独自の礼の教えや人々の実情を斟酌し、慎重に改正すること」とあり⁶⁵⁾、9月6日の詔勅では、「法律改正大臣となった沈家本と英瑞は専任とする。法部右侍郎の著王序と、大理院卿の著定成が職務を代行すべし」

63) 『大理院正卿張仁黼が法律改正に大臣を派遣することを上奏する』、『清末立憲準備檔案史料』下冊、第833頁。

64) 『憲政編查館大臣奕劻らが法律改正方法に異議を申し立て上奏する』、『清末立憲準備檔案史料』下冊、第849頁。

65) 中国第一歴史檔案館編：『光緒帝および宣統帝の詔勅』第33冊、広西師範大学出版社、1996年、第208頁。

と謳っている⁶⁶⁾。9月21日、北京に到着した俞廉三が召見され、憲法、商法および訴訟法などについて意見を陳述したが、非常に「簡潔明瞭で」、各軍機は皆適材を得たと喜んだ⁶⁷⁾。西太后は、「そなたは湖南省で教鞭を執っていたが、議会によってポストに空きができた。張之洞の推薦により、これから中国と西洋の法律を研究し、沈家本と共に改正に当たるべし」と下知した⁶⁸⁾。

法律改正大臣の人選が一段落し、沈家本と俞廉三が法律改正の方法を協議することになった⁶⁹⁾。10月20日、法部の右参議である王世琪と郎中候補である董康の法律改正館への異動を願い出た⁷⁰⁾。ほかにも、許受衡、周紹昌、章宗祥、王儀通、姚大栄、呉尚廉、陸宗輿、陳毅、金紹城、熙楨、吉同鈞、曹汝霖、呉振麟、顧迪光、范熙壬、謝宗誠、許同莘、江庸、張孝移、熊垓、汪有齡、程明超、高種、嚴錦栄、王寵惠、陳籙、朱献文など27名を法や政治に通じているとして着任させている⁷¹⁾。11月14日、法律改正館の開館に当たり、就業規則と職務三項目が定められた。一、様々な法律について議論し確定する。二、民、商、訴訟など様々な法典の草案およびその付属法、ならびに刑法の草案とその付属法を決定する。三、旧法を廃棄し、様々な規則を策定する⁷²⁾。開館当初は二科に分かれていた。第一科は民法、商法の調査と起草を担当し、第二科は刑事訴訟法および民事訴訟法の調査と起草を担当した。議会対策と様々な附属法については、随時双方で分担した。直属部門を設置し、翻訳部では各国の法律関連書の翻訳を、編纂部では旧法の廃棄と様々な規則の策定を行い、庶務部は文書管理や経理などの雑務

66) 中国第一歴史档案館編：『光緒帝および宣統帝の詔勅』第33冊、広西師範大学出版社、1996年、第211頁。

67) 『俞廉三の陳述書』、『大公報』、1907年10月31日。

68) 『俞廉三の召見』、『申報』、1907年11月2日。

69) 『上奏要録：法律改正大臣が法律改正の概略方法を上奏する』、『盛京時報』、1907年11月20日。

70) 『政界：准簡の法律館への派遣を上奏』、『申報』、1907年11月18日。

71) 『時事：法律館調査員記』、『大公報』、1907年12月9日。

72) 『時事：法律館の職務』、『大公報』、1908年1月3日。

一般を行った⁷³⁾。

法律改正館が開館すると、清朝末期の法律改正は正式に第二段階に入り、外国人法学者の招聘計画が加速した。光緒32年11月23日、翰林院は学士の朱福誥を待講に推薦し、「私法の編纂に慎重であり、起草要員として選任してほしい」と上奏した。これに対し、法律改正大臣に審議の命が下った。外国人法学者の招聘に対する緊急性は、沈家本が法律大学で行った演説からも窺える。「西洋の法律は多数の学者が議論して成立したもので、スケールが大きく、新陳代謝されている。しかしながら、中国の法律はほとんど検討されず、退官者が法律の大家と見なされ、賄賂をもらって大言壮語している。法の原理を極めずして、どうして法外の意を得られるだろうか。これ即ち我々の責任である。時代に背を向け内に籠っているうちに、世界の競争に巻き込まれ、このまま改革できなければハーグ平和会議でロシアに足をすくわれるだろう」⁷⁴⁾。光緒33年6月9日、法部は法律改正の方法に関する妥結書を上奏し、「実施機関」は、すでに東西の法律の大家を招聘するという原則を確定したと論じた。「各大学の外国人教師の待遇に照らし、私法契約における一個人の資格と見なして契約を結ぶ。各国の法律と著名な判例を翻訳して、法律上の妥当性を解釈すると共に、各国の法律の違いや優劣を比較する。契約は書面によって行い、採用後も立法には関与させない」。9月5日、憲政編查館は『法律改正に異議を唱える意見書』を上奏し、「東西の大家の招聘」という一節に対して、「改正は自国で行うべきであり、開館後、担当大臣らが規則を定め、方法を打ち出すまで待つべきである」と論じた。10月2日、沈家本は『法律改正方法の概略に関する書』を上奏し、再度上記の原則を確認した。「調査員を派遣して、各国の現在の法律を調査し、外国人法学者を招聘する費用を惜しまずに、適宜問い合わせることとする。徹底的に調査してから、再度中国の状況を斟酌し、編纂

73) 『法律改正大臣、開館日程および就労規則を上奏』、『時報』、1908年1月13日。

74) 『北京時事：沈侍郎、法律学堂で演説』、『大公報』、1908年1月22日。

したい。あらゆる観点から考えて、初めて不易の法を得られる」。「外国人法学者の招聘は軽率ではなく、契約は吟味されており、悪習は避けられる」。前駐日公使の楊樞は陳述書を提出するに当たり、法学者を招聘する国を日本と明確に定めている。「日本が編纂した法典は、半分が西洋人の起草である。しかし、我が国が法典を編纂する際は、法政学堂の卒業生に起草されればよい。ただし、少数の法学者を招くなら、日本人の梅謙次郎らがよいだろう。外国人採用の希望に添うと同時に、国内統治の礎となるはずである。」⁷⁵⁾

日本人法学者梅謙次郎の訪中の反響は大きく、政界は梅に民法と商法の編纂を任せざることを望んだ。光緒34年3月初め、沈家本は、法律改正館内の調整と大理院の推薦により、再検討要員の人選を目的として董康を再度日本へ派遣した。董康らは梅謙次郎に心酔し、「日本の政府顧問として欠かせない人物である。むやみに招聘してはならない」とし、「商法の専門家として名を馳せた」日本人法学者の志田鉀太郎を候補とした⁷⁶⁾。4月14日、『盛京時報』に中国の法律事業に対する梅謙次郎の意見が掲載されたが、状況は董康の話と基本的に同じであった。記事には、「清政府が現在行っている法典の編纂作業において、私を民法編纂のために招聘して下さるのだが、確かな情報は得られていない。清政府から打診もない。現在、清は岡田博士を刑法の編纂に招聘し、その総則の起草が終了した。民法には法学士の松岡義正を招聘し、着任させている。商法の編纂に志田博士を招聘するのは難航し、志田氏が辞退したため、後任は未定である。聞くところによると、小川（河）法学博士が招聘に応じ、監獄制度を教授しているという。私もそのような人材になれるだろうか⁷⁷⁾」と記されていた。

75) 『上奏要録：前駐日公使楊樞擬、政治状況を陳述（つづく）』、『盛京時報』、1908年2月4日。

76) 『法律改正大臣沈家本奏議覆朱福詵奏慎重私法編別選聘起草客員摺』、『東方雜誌』、1908年第11期。

77) 『各国新聞：日法学大家論中国修律事』、『盛京時報』、1908年5月13日。

志田鉦太郎（1868-1951）は、日本の著名な商法の専門家である。1894年に東京帝国大学法科大学を卒業し、大学院に入学。商法を専攻した。1896-1898年、法典調査会商法修正案起草補助委員に着任。同年、商法研究を目的としてドイツに派遣された。帰国後の1903年、法学博士の学位を取得し、東京帝国大学の商科および法科教授に着任。同時に、東京高等商業学校（現一橋大学）教授に着任した。この時、志田はすでに『商法修正案参考書』（1898年）、『日本商法論』（全4巻、1899-1901年）などの著作によって、学界での地位を確立していた。日本外務省外交史料館の資料から明らかになった、志田鉦太郎の招聘に関する具体的な経緯は以下の通りである。光緒34年4月7日（1908年5月6日）、清の駐在大臣である李家駒から日本の林董外務大臣に対し、手紙による志田鉦太郎博士招聘の打診があった；光緒34年4月8日（1908年5月7日）、日本の外務大臣から文部大臣に、手紙を通じて志田博士招聘が通達された。光緒34年8月15日（1908年9月10日）、文部大臣から新任の外務大臣小村寿太郎に対し、志田博士が招聘に応じる旨を記した手紙が届いた。光緒34年8月19日（1908年9月14日）、外務大臣小村寿太郎が清の駐日公使である胡惟徳に手紙を送り、日本サイドが志田博士の招聘に応じる旨を通達した⁷⁸⁾。

9月16日（1908年10月10日）、『順天時報』は、日本の民法の大家が招聘されたことをいち早く伝えている。「法律改正大臣は董康を日本に派遣し、民法の大家を招聘した。聞くところによると、すでに法学者志田鉦太郎氏が内定し、民法の編纂に当たるといふ。志田氏は昨日家族と共に北京に到着した。」⁷⁹⁾ 光緒34年10月4日、沈家本は『翰林院による学士朱福詵の侍講への推薦、および私法編纂に慎重である故の、起草要員としての選任の請願に対する異議申し立て書』を上奏した。その中で、「日本の法学者志田鉦太郎は、高名な商法の専門家である。役人一同と相談の上、調査員として

78) [日] 衛藤沈吉、李廷江編著：『近代中国在住日本人顧問資料目録』、中華書局、1994年、第108頁。

79) 『時事重大ニュース：民法大家の招聘が確定』、『順天時報』、1908年10月10日。

招聘し、日本駐在大使の胡惟徳に電報で命じて、北京へ来る契約を結ばせてほしい」と述べている⁸⁰⁾。沈家本の上奏に前後して、国内の各新聞が志田鉦太郎の記事をすぐに掲載し、広く関心を集めた。10月19日、天津の『大公報』に、志田鉦太郎招聘決定の記事が掲載された。「沈・俞両法律改正大臣は現在商法の改正を行っており、日本の志田博士を起草員として招聘することを決定した」⁸¹⁾。10月21日、上海の『申報』は、10月4日付の沈家本の上奏文を全文掲載した⁸²⁾。10月23日、『申報』は、志田鉦太郎が中国に来てからの法律改正館の様子を紹介している。「沈・俞両大臣が侍郎として法典編纂の命を受けて以来、日本から招聘した志田鉦太郎博士らを編纂に従事させ、大きな成果を上げている。だが、反対する者も多いため、三人寄れば文殊の知恵といわんばかりに、各省の按察使、提法使などに法律改正の審議官を兼務させ、各省長官の矛先をかわしている」⁸³⁾。

光緒34年8月1日、憲政編查館兼資政院王大臣の突劾、溥倫らが『議院開設以前に行うべき設立事務』の統一計画を上奏し、法典編纂を以下のように計画した。光緒34年、民法、商法、刑事民事訴訟法などの法典の編纂（法律改正大臣担当）。光緒37年、民法、商法、刑事民事訴訟法などの法典の校閲（憲政編查館担当）。光緒39年、新しい民法、商法、刑事民事訴訟法などの法典の公布（憲政編查館および法律改正大臣担当）。光緒41年、民法、商法、刑事民事訴訟法などの法典の施行⁸⁴⁾。しかしながら、朝廷内部の守旧派による牽制が強く、宣統2年、3年に至って、法律改正大臣の陸統が大清現行刑法、新刑法草案、商法草案、刑事訴訟法草案、民事訴訟法草案、民法の前三編の草案を捧呈した。この時すでに、内憂外患を抱えた朝

80) 『上奏要録：学士朱福詒が私法編纂に慎重である故の、起草要員としての選任の請願に対する異議申し立て書』、『順天時報順』、1908年10月22日。

81) 『商人の習慣調査』、『大公報』、1908年11月12日。

82) 『緊急ニュース：私法起草要員の招聘』、『申報』、1908年11月14日。

83) 『法典編纂ニュース』、『申報』、1908年11月16日。

84) 『特例：議院開設以前に行うべき設立事務の行程表を天覧に供する』、『大公報』、1908年9月5日。

廷が治外法権の撤廃に目を向ける余裕はなかった。

以上、憲法制定の準備段階という時代背景において、日本人法学者と清朝末期の政治改革の関わりを評価し、中国の伝統的な法体系に与えた衝撃に着目してきた。また、日露戦争後、法改正と政治改革が急速に進む清において、日本が果たした役割にも目を向けた。さらに、国内の改革派が憲法制定に奔走した結果、次第に官制改革（特に司法の独立）を促した一面も捉えられた。中央の官制改革に端を発し、法典編纂を契機として、清朝末期の政治改革は、まさに政治体制変革の新段階へと突入していくのである。